

## 付 議 第 1 号

### 高知県立学校職員衛生管理規程の一部を改正する訓令議案

高知県立学校職員衛生管理規程（平成8年2月高知県教育委員会訓令第1号）の一部を別紙のとおり改正することについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年教育委員会規則第1号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（3）規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

-----  
教育委員会訓令  
-----

## 高知県教育委員会訓令第 号

教育委員会事務局  
県立学校

高知県立学校職員衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年 月 日

高知県教育長 伊藤 博明

## 高知県立学校職員衛生管理規程の一部を改正する訓令

高知県立学校職員衛生管理規程（平成8年2月高知県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

## 高知県立学校職員安全衛生管理規程

第1条中「県立学校（」を「県立学校（本校及び分校が置かれた県立学校にあっては、それぞれを一つの県立学校とみなし、」に、「衛生及び健康管理」を「安全及び健康の確保」に改める。

第2条第2項中「以下同じ。）」を「以下同じ。）」、安全衛生推進者（法第12条の2に規定する安全衛生推進者をいう。第7条の2において同じ。）」に改める。

第3条中「衛生」を「安全衛生」に改める。

第2章の章名を次のように改める。

## 第2章 安全衛生管理体制

第4条の見出しを「（県立学校職員安全衛生管理者）」に改め、同条第1項中「の衛生」を「の安全衛生」に、「総括衛生管理者」を「県立学校職員安全衛生管理者」に改め、同条第2項中「総括衛生管理者」を「前項の県立学校職員安全衛生管理者（以下「県立学校職員安全衛生管理者」という。）」に改め、同条第3項中「総括衛生管理者」を「県立学校職員安全衛生管理者」に改める。

第5条の見出しを「（県立学校職員安全衛生管理者の職務）」に改め、同条中「総括衛生管理者」を「県立学校職員安全衛生管理者」に改め、同条第1号中「職員の」を「職員の危険又は」に改め、同条第2号中「職員の」を「職員の安全又は」に改め、同条第4号中「で、職員の衛生及び健康管理」を削り、同条第5号中「衛生及び健康管理」を「安全又は衛生」に改める。

第6条の見出しを「（県立学校職員安全衛生副管理者）」に改め、同条第1項中「総括衛生管理者」を「県立学校職員安全衛生管理者」に、「衛生管理責任者」を「県立学校職員安全衛生副管理者」に改め、同条第2項中「衛生管理責任者」を「前項の県立学校職員安全衛生副管理者」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（安全衛生推進者）

第6条の2 各学校に附属する給食調理場を一括して一つの事業

場とみなして、安全衛生推進者を置く。

2 安全衛生推進者は、県立学校職員安全衛生管理者が選任する。

3 安全衛生推進者は、第5条各号に掲げる事項のうち、安全に係る事項を担当する。

第7条第1項中「(本校及び分校は、それぞれ一つの学校とみなす。以下同じ。)」を削り、同条第3項中「業務」を「事項のうち、衛生」に、「所掌する」を「管理する」に改める。

第8条第3項中「業務を所掌する」を「事項のうち、衛生に係る業務を担当する」に改める。

第16条中「総括衛生管理者」を「県立学校職員安全衛生管理者」に改める。

第18条中「衛生」を「安全衛生」に改める。

第19条中「総括衛生管理者」を「県立学校職員安全衛生管理者」に、「の衛生」を「の安全衛生」に改める。

第20条中「衛生」を「安全衛生」に、「教育長が」を「教育長が別に」に改める。

別記第1号様式及び別記第2号様式中「㊟」を削る。

#### 附 則

この訓令は、令和3年 月 日から施行する。

高知県教育委員会訓令

◎高知県立学校職員衛生管理規程の一部を改正する訓令

高知県立学校職員安全管理規程（抜粋）

高知県立学校職員衛生管理規程（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規程は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）その他の法令に別に定めがあるもののほか、県立学校（本校及び分校が置かれた県立学校にあつては、それぞれを一つの県立学校とみなし、以下「学校」という。）に勤務する職員（以下「職員」という。）の安全及び健康の確保に必要な事項を定めるものとする。

（校長の責務）

第2条 校長は、常に所属職員の安全の確保及び健康の保持増進に努めるとともに、快適な職場環境の実現及び安全衛生思想の普及徹底を図るため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 校長は、衛生管理者（法第12条第1項に規定する衛生管理者をいう。以下同じ。）、安全衛生推進者（法第12条の2に規定する安全衛生推進者をいう。第7条の2において同じ。）、衛生推進者（法第12条の2に規定する衛生推進者をいう。第8条において法第13条第1項に規定する産業医の職務を行う者をいう。以下同じ。）がその職務を円滑に遂行することができるよう配慮しなければならない。

（職員の義務）

第3条 職員は、自己の健康の確保及び増進に努めるとともに、こ

（趣旨）

第1条 この規程は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）その他の法令に別に定めがあるもののほか、県立学校（以下「学校」という。）に勤務する職員（以下「職員」という。）の衛生及び健康管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（校長の責務）

第2条 校長は、常に所属職員の安全の確保及び健康の保持増進に努めるとともに、快適な職場環境の実現及び安全衛生思想の普及徹底を図るため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 校長は、衛生管理者（法第12条第1項に規定する衛生管理者をいう。以下同じ。）、衛生推進者（法第12条の2に規定する衛生推進者をいう。第8条において同じ。）及び学校管理医（学校において法第13条第1項に規定する産業医の職務を行う者をいう。以下同じ。）がその職務を円滑に遂行することができるよう配慮しなければならない。

（職員の義務）

第3条 職員は、自己の健康の確保及び増進に努めるとともに、こ

の規程に基づき安全衛生及び健康管理に係る措置に協力しなければならぬ。

## 第2章 安全衛生管理体制

### (県立学校職員安全衛生管理者)

第4条 職員の安全衛生及び健康管理を総括させるため、県立学校職員安全衛生管理者を置く。

2 前項の県立学校職員安全衛生管理者(以下「県立学校職員安全衛生管理者」という。)は、管理の事務を分掌する教育次長の職にある者をもって充てる。

3 県立学校職員安全衛生管理者が欠けたとき又は旅行、疾病、事故その他やむを得ない事由によりその職務を行うことができないときは、教職員・福利課長の職にある者がその職務を代理する。

### (県立学校職員安全衛生管理者の職務)

第5条 県立学校職員安全衛生管理者は、校長を指揮し、次に掲げる業務を統括管理する。

- (1) 職員の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。
- (2) 職員の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。
- (3) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。
- (4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の安全又は衛生に関すること。

### (県立学校職員安全衛生副管理者)

の規程に基づき衛生及び健康管理に係る措置に協力しなければならない。

## 第2章 衛生管理体制

### (総括衛生管理者)

第4条 職員の衛生及び健康管理を総括させるため、総括衛生管理者を置く。

2 総括衛生管理者は、管理の事務を分掌する教育次長の職にある者をもって充てる。

3 総括衛生管理者が欠けたとき又は旅行、疾病、事故その他やむを得ない事由によりその職務を行うことができないときは、教職員・福利課長の職にある者がその職務を代理する。

### (総括衛生管理者の職務)

第5条 総括衛生管理者は、校長を指揮し、次に掲げる業務を統括管理する。

- (1) 職員の健康障害を防止するための措置に関すること。
- (2) 職員の衛生のための教育の実施に関すること。
- (3) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。
- (4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策で、職員の衛生及び健康管理に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の衛生及び健康管理に関すること。

### (衛生管理責任者)

第6条 県立学校職員安全衛生管理者の職務を補助させるため、県立学校職員安全衛生副管理者を置く。

2 前項の県立学校職員安全衛生副管理者は、教職員・福利課長の職にある者をもって充てる。

(安全衛生推進者)

第6条の2 各学校に附属する給食調理場を一括して一つの事業場とみなして、安全衛生推進者を置く。

2 安全衛生推進者は、県立学校職員安全衛生管理者が選任する。

3 安全衛生推進者は、第5条各号に掲げる事項のうち、安全に係る事項を担当する。

(衛生管理者)

第7条 職員数50人以上の学校に、衛生管理者を置く。

2 衛生管理者は、校長が命ずる。

3 衛生管理者は、第5条各号に掲げる事項のうち、衛生に係る技術的事項を管理する。

(衛生推進者)

第8条 職員数50人未満の学校に、衛生推進者を置く。

2 衛生推進者は、校長が命ずる。

3 衛生推進者は、第5条各号に掲げる事項のうち、衛生に係る業務を担当する。

(報告)

第16条 議長は、衛生委員会の開催状況について別記第2号様式による報告書を作成し、校長を経由して県立学校職員安全衛生管理者に提出しなければならない。

第6条 総括衛生管理者の職務を補助させるため、衛生管理責任者を置く。

2 衛生管理責任者は、教職員・福利課長の職にある者をもって充てる。

(衛生管理者)

第7条 職員数50人以上の学校(本校及び分校は、それぞれ一つの学校とみなす。以下同じ。)に、衛生管理者を置く。

2 衛生管理者は、校長が命ずる。

3 衛生管理者は、第5条各号に掲げる業務に係る技術的事項を所掌する。

(衛生推進者)

第8条 職員数50人未満の学校に、衛生推進者を置く。

2 衛生推進者は、校長が命ずる。

3 衛生推進者は、第5条各号に掲げる業務を所掌する。

(報告)

第16条 議長は、衛生委員会の開催状況について別記第2号様式による報告書を作成し、校長を経由して総括衛生管理者に提出しなければならない。

(秘密の保持)

第18条 職員の安全衛生及び健康管理に関する業務に従事する職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後においても、同様とする。

(報告及び資料の徴収)

第19条 県立学校職員安全衛生管理者は、職員の安全衛生及び健康管理上必要があるときは、校長及び学校管理医から必要な報告及び資料の提出を求めることができる。

(委任)

第20条 この規程に定めるもののほか、職員の安全衛生及び健康管理に関する必要な事項は、教育長が別に定める。

(秘密の保持)

第18条 職員の衛生及び健康管理に関する業務に従事する職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後においても、同様とする。

(報告及び資料の徴収)

第19条 総括衛生管理者は、職員の衛生及び健康管理上必要があるときは、校長及び学校管理医から必要な報告及び資料の提出を求めることができる。

(委任)

第20条 この規程に定めるもののほか、職員の衛生及び健康管理に関する必要な事項は、教育長が定める。

高知県立学校職員衛生管理規程の改正について

1 改正の理由

県立の夜間定時制高等学校で、給食事業を実施している学校の給食調理場については、「労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）」及び「学校給食事業における安全衛生管理要綱（平成6年4月21日基発第257号）」に基づき、安全衛生推進者を選任する必要がある。安全衛生推進者を選任するにあたって、該当の条項を新たに設けるとともに、これに伴う文言の整理を行う。

2 改正の内容

- (1) 題名を「高知県立学校職員安全衛生管理規程」に改める。
- (2) 安全衛生推進者の配置、選任、役割について追加する。（第6条の2）
- (3) その他文言の整理を行う。（「衛生」を「安全衛生」に改める等）
- (4) 様式中の押印を廃止する。

3 安全衛生推進者の選任

- (1) 事業者は、一定の業種及び事業場ごとに「安全管理者」、「衛生管理者」、「安全衛生推進者（衛生推進者）」の選任を義務付けられている。

\*労働安全衛生法第11条（安全管理者）、第12条（衛生管理者）、第12条の2（安全衛生推進者等）

種類	常時使用する労働者数	業種	事業場
安全管理者 (安全衛生推進者)	50人以上 (10人以上50人未満)	製造業(物の加工業を含む)、 商品小売業等	給食調理場等
衛生管理者 (衛生推進者)	50人以上 (10人以上50人未満)	上記以外の業種	学校等

注) 常時使用する労働者数には、日雇労働者、パートタイマー等の臨時的労働者の数を含める。

- (2) 県立学校の給食調理場で勤務する職員数

18人（夜間定時制高等学校のうち6校）

\*学校給食事業における安全衛生管理要綱（平成6年4月21日基発第257号）

第2 「公立学校の学校給食事業の事業場の単位は、一の教育委員会の管理下の学校給食調理場を一括して一の事業場とする。」

4 安全衛生推進者の業務（校給食事業における安全衛生管理要綱 抜粋）

- ・施設、設備等点検及び使用状況の確認並びにこれらの結果に基づく必要な措置に関する事
- ・作業環境の点検及び作業方法の点検並びにこれらの結果に基づく必要な措置に関する事
- ・健康診断及び健康の保持増進のための措置に関する事
- ・安全衛生教育に関する事
- ・労働災害の原因の調査及び再発防止に関する事

5 現状及び今後の対応

- (1) 県立学校の給食調理場の労働安全衛生管理体制については、以下の体制で実施してきた。

- ・健康管理：各学校において、調理場以外の学校に勤務する教職員と一体で健康診断等を実施。
- ・衛生管理：学校給食法に基づき、各調理場に衛生管理責任者を定め管理。  
給食事業所管課（保健体育課）において、巡回指導や研修を実施。
- ・安全管理：各学校が巡視の中で、危険箇所等の点検・改善。  
給食事業所管課（保健体育課）が実施する巡回指導の際に、作業環境や作業方法について点検・改善が必要な箇所があれば指導。



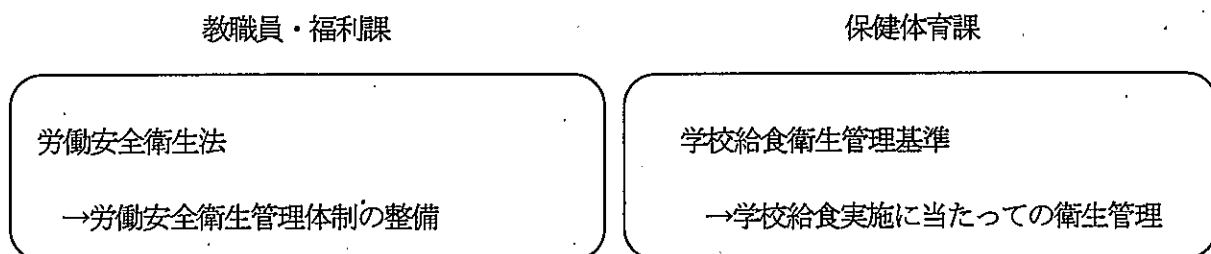
(2) 文部科学省から、学校における働き方改革に関する総合的な方策に関する答申を踏まえて、労働安全管理の必要性及び体制の整備、一層の充実に取り組んでいくよう示された。

\* 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）を踏まえた学校における一層の労働安全衛生管理の充実等について（通知）」（平成31年3月29日付け30初健食第30号）

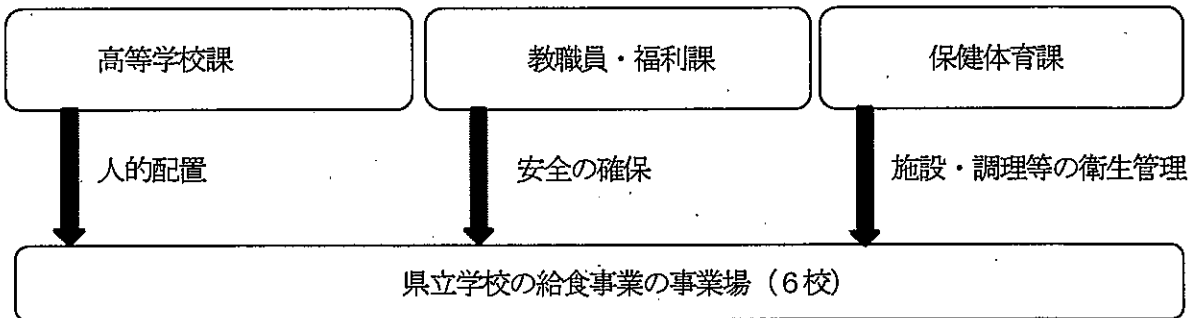
(3) 教育委員会の関係部局及び学校と、より緊密に連携して取り組んでいく。

\* 保健体育課、高等学校課

### (参考) 学校及び給食事業所管課との役割分担



○高知県教育委員会の役割分担の基本的な考え方

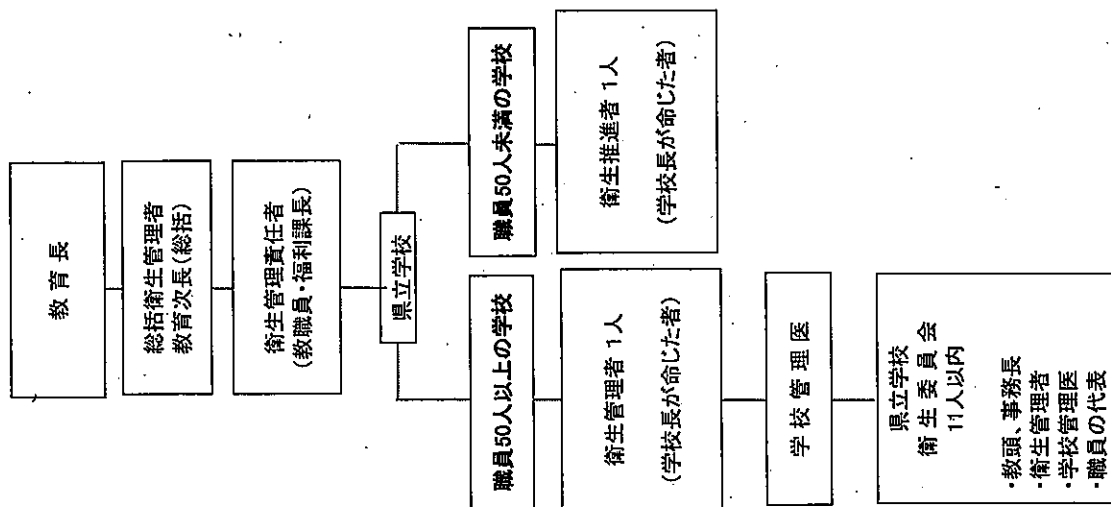


(旧)

R2.4.1

教育委員会県立学校衛生管理体制

※労働安全衛生法  
(S47年法律第57号)  
※高知県立学校職員衛生管理規程  
(H8.2.27教育委員会訓令第1号)

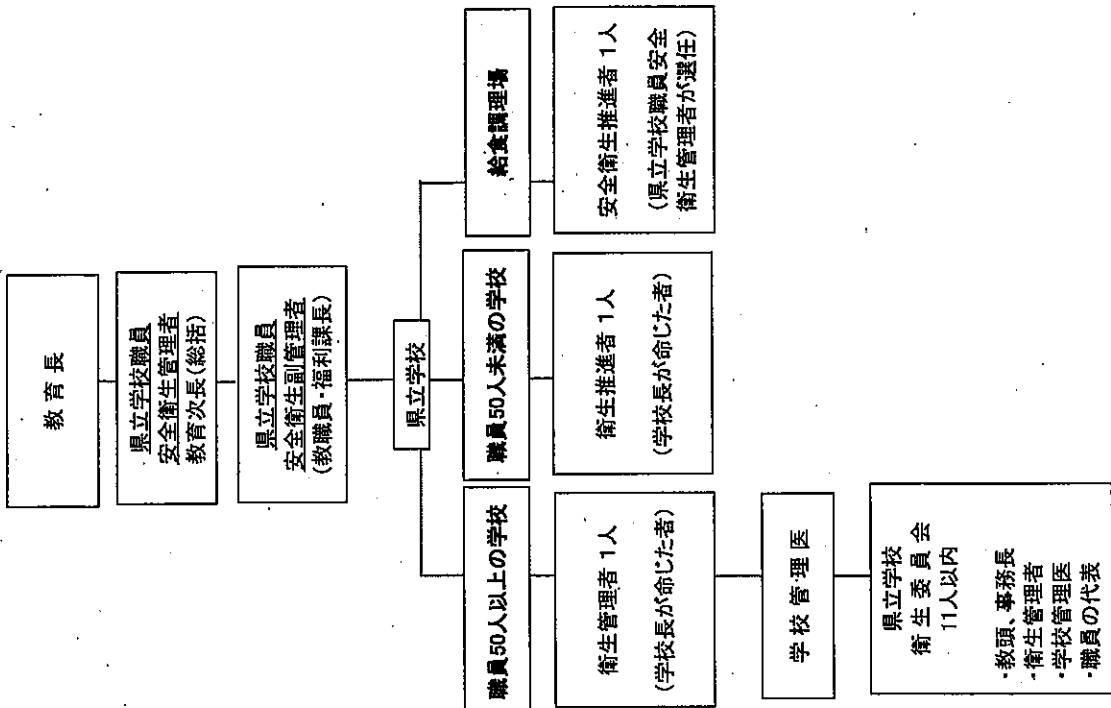


(新)

R3.4以降

教育委員会県立学校安全衛生管理体制

※労働安全衛生法  
(S47年法律第57号)  
※高知県立学校職員安全衛生管理規程(今回改正)  
(H8.2.27教育委員会訓令第1号)



参考資料 2

労働安全衛生法

発令 : 昭和47年6月8日法律第57号

最終改正 : 令和1年6月14日号外法律第37号

改正内容 : 平成30年7月25日号外法律第78号[令和2年4月1日]

(総括安全衛生管理者)

第十条 事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、総括安全衛生管理者を選任し、その者に安全管理者、衛生管理者又は第二十五条の二第二項の規定により技術的事項を管理する者の指揮をさせるとともに、次の業務を統括管理させなければならない。

- 一 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。
  - 二 労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。
  - 三 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。
  - 四 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
  - 五 前各号に掲げるもののほか、労働災害を防止するため必要な業務で、厚生労働省令で定めるもの
- 2 総括安全衛生管理者は、当該事業場においてその事業の実施を統括管理する者をもって充てなければならない。
- 3 都道府県労働局長は、労働災害を防止するため必要があると認めるときは、総括安全衛生管理者の業務の執行について事業者に勧告することができる。

(安全管理者)

第十一条 事業者は、政令で定める業種及び規模の事業場ごとに、厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、安全管理者を選任し、その者に前条第一項各号の業務（第二十五条の二第二項の規定により技術的事項を管理する者を選任した場合には、同条第一項各号の措置に該当するものを除く。）のうち安全に係る技術的事項を管理させなければならない。

- 2 労働基準監督署長は、労働災害を防止するため必要があると認めるときは、事業者に対し、安全管理者の増員又は解任を命ずることができる。

(衛生管理者)

第十二条 事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、都道府県労働局長の免許を受けた者その他厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業場の業務の区分に応じて、衛生管理者を選任し、その者に第十条第一項各号の業務（第二十五条の二第二項の規定により技術的事項を管理する者を選任した場合には、同条第一項各号の措置に該当するものを除く。）のうち衛生に係る技術的事項を管理させなければならない。

- 2 前条第二項の規定は、衛生管理者について準用する。

(安全衛生推進者等)

第十二条の二 事業者は、第十一条第一項の事業場及び前条第一項の事業場以外の事業場で、厚生労働省令で定める規模のものごとに、厚生労働省令で定めるところにより、安全衛生推進者（第十一条第一項の政令で定める業種以外の業種の事業場にあつては、衛生推進者）を選任し、その者に第十条第一項各号の業務（第二十五条の二第二項の規定により技術的事項を管理する者を選任した場合には、同条第一項各号の措置に該当するものを除くものとし、第十一条第一項の政令で定める業種以外の業種の事業場にあつては、衛生に係る業務に限る。）を担当させなければならない。

学校給食事業における安全衛生管理要綱（抜粋）

第 2 安全衛生管理体制の整備

1 総括安全衛生管理者の選任等

常時使用する労働者が 300 人以上の事業場（公立学校の学校給食事業の事業場の単位は、一の教育委員会の管轄下の学校給食調理場を一括して一の事業場とする。ただし、労務管理が一体として行われている共同調理場については、これを一の事業場とする。以下同じ。）にあつては、総括安全衛生管理者を選任し、その者に安全管理者及び衛生管理者を指揮させるとともに、次の業務を統括管理させること（労働安全衛生法（以下「安衛法」という。）第 10 条第 1 項）。

- [1] 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。
- [2] 労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。
- [3] 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。
- [4] 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- [5] その他労働災害を防止するために必要な措置に関すること。

なお、常時使用する労働者が 300 人未満の事業場にあつても、これに準ずる管理者を選任することが望ましいものであること。

2 安全管理者及び衛生管理者の選任等

常時使用する労働者が 50 人以上の事業場にあつては、法定の資格を有する者のうちから安全管理者及び衛生管理者を選任し、1 の [1] から [5] までに掲げる業務のうち、安全管理者については安全に係る技術的事項を、衛生管理者については衛生に係る技術的事項を管理させるとともに次の事項を行わせること（安衛法第 11 条第 1 項及び第 12 条第 1 項）。

- (1) 安全管理者は、調理場を巡視し、設備、作業方法等に危険のおそれのあるときは、直ちに、その危険を防止するために必要な措置を講ずること。
- (2) 衛生管理者は、少なくとも毎週 1 回調理場を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれのあるときは、直ちに、健康障害を防止するために必要な措置を講ずること。

3 安全衛生推進者の選任等

常時使用する労働者が 10 人以上 50 人未満の事業場においては、安全衛生推進者を選任し、次に掲げる職務を担当させること（安衛法第 12 条の 2）。

- [1] 施設、設備等（安全装置、労働衛生関係設備、保護具等を含む。）の点検及び使用状況の確認並びにこれらの結果に基づく必要な措置に関すること。
- [2] 作業環境の点検（作業環境測定を含む。）及び作業方法の点検並びにこれらの結果に基づく必要な措置に関すること。
- [3] 健康診断及び健康の保持増進のための措置に関すること。
- [4] 安全衛生教育に関すること。
- [5] 異常な事態における応急措置に関すること。
- [6] 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- [7] 安全衛生情報の収集及び労働災害、疾病・休業等の統計の作成に関すること。
- [8] 関係行政機関に対する安全衛生に係る各種報告、届出等に関すること。